

介護職員等処遇改善加算

令和8年度 飯塚市 集団指導

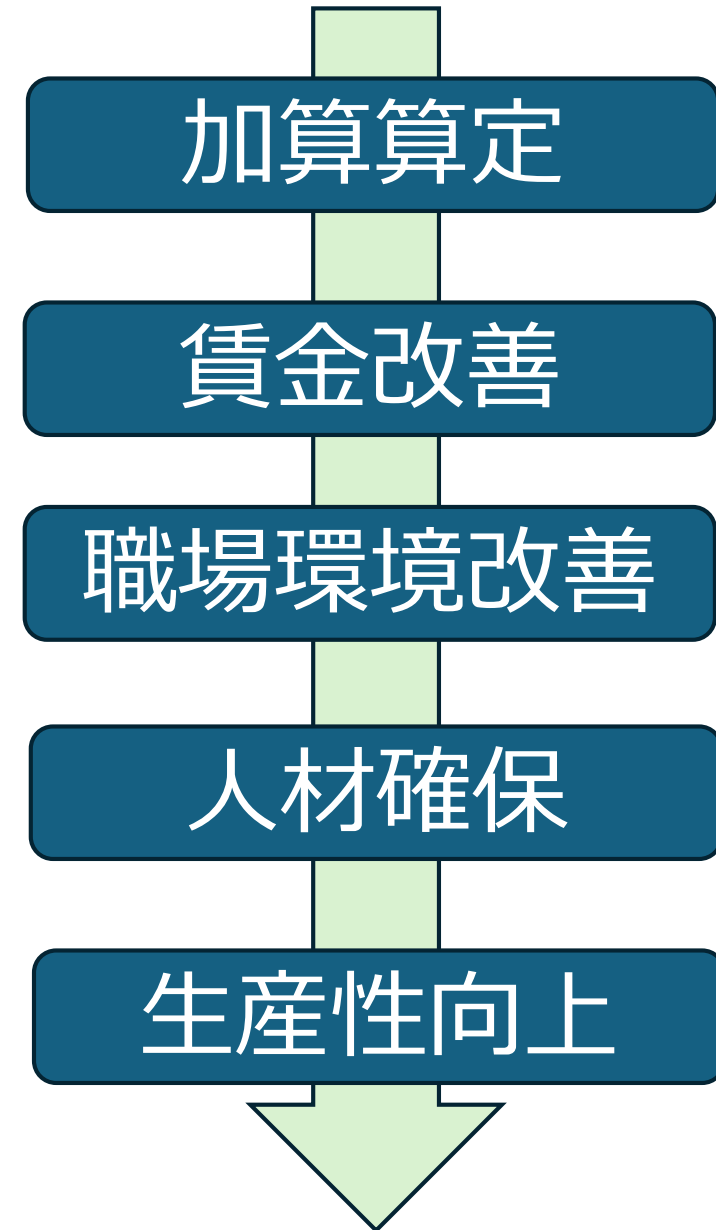
次第

- 1 加算の概要
- 2 令和8年6月からの変更
- 3 加算区分
- 4 算定要件
- 5 計画書の提出・実績報告
- 6 その他連絡事項

1 加算の概要

〈介護職員等処遇改善加算の目的〉

- ✓ 人材確保
- ✓ 賃金改善
- ✓ 職場環境改善
- ✓ 生産性向上



2 令和8年6月からの変更

〈令和8年6月の改正ポイント〉

- ✓ 対象サービスの拡大
- ✓ 加算区分の見直し
- ✓ 生産性向上の評価
- ✓ 特例要件

2 令和8年6月からの変更

〈令和8年6月の改正ポイント〉

✓ 対象サービスの拡大

- ✓ 加算区分の見直し
- ✓ 生産性向上の評価
- ✓ 特例要件

これまで対象外

訪問看護
訪問リハビリテーション
居宅介護支援
介護予防支援
福祉用具貸与
特定福祉用具販売
居宅療養管理指導



令和8年度から対象

訪問看護
訪問リハビリテーション
居宅介護支援
介護予防支援
×
×
×

2 令和8年6月からの変更

〈令和8年6月の改正ポイント〉

✓ 対象サービスの拡大

✓ **加算区分の見直し**

✓ 生産性向上の評価

✓ 特例要件

令和7年度	加算区分
	加算Ⅰ
	加算Ⅱ
	加算Ⅲ
	加算Ⅳ



令和8年度	加算区分
	加算Ⅰロ
	加算Ⅰイ
	加算Ⅱロ
	加算Ⅱイ
	加算Ⅲ
	加算Ⅳ

2 令和8年6月からの変更

〈令和8年6月の改正ポイント〉

- ✓ 対象サービスの拡大
- ✓ 加算区分の見直し
- ✓ **生産性向上の評価**
- ✓ 特例要件

2 令和8年6月からの変更

〈令和8年6月の改正ポイント〉

- ✓ 対象サービスの拡大
- ✓ 加算区分の見直し
- ✓ 生産性向上の評価

✓ 特例要件

3 加算区分

〈加算区分の種類〉

- ・加算Ⅰイ
- ・加算Ⅱイ
- ・加算Ⅲ
- ・加算Ⅳ
- ・加算Ⅰロ
- ・加算Ⅱロ

3 加算区分

〈加算区分の種類〉

・加算Ⅰイ

・加算Ⅱイ

・加算Ⅲ

・加算Ⅳ

・加算Ⅰロ

・加算Ⅱロ

3 加算区分

〈令和 8 年度特例要件〉

・・・生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。

- ア) ケアプランデータ連携システムを利用している。
- イ) 生産性向上推進体制加算ⅠまたはⅡを算定している。
- ウ) 法人が社会福祉連携推進法人に所属していること。

3 加算区分

〈令和 8 年度特例要件〉

・・・生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。

ア) ケアプランデータ連携システムを利用している。

イ) 生産性向上推進体制加算ⅠまたはⅡを算定している。

ウ) 法人が社会福祉連携推進法人に所属していること。

3 加算区分

〈令和 8 年度特例要件〉

・・・生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。

ア) ケアプランデータ連携システムを利用している。

イ) 生産性向上推進体制加算ⅠまたはⅡを算定している。

ウ) 法人が社会福祉連携推進法人に所属していること。

3 加算区分

〈令和 8 年度特例要件〉

・・・生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。

ア) ケアプランデータ連携システムを利用している。

イ) 生産性向上推進体制加算ⅠまたはⅡを算定している。

ウ) 法人が社会福祉連携推進法人に所属していること。

3 加算区分

〈令和 8 年度特例要件〉

・・・生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。

- ア) ケアプランデータ連携システムを利用している。
- イ) 生産性向上推進体制加算ⅠまたはⅡを算定している。
- ウ) 法人が社会福祉連携推進法人に所属していること。

〈加算区分ごとの算定率〉

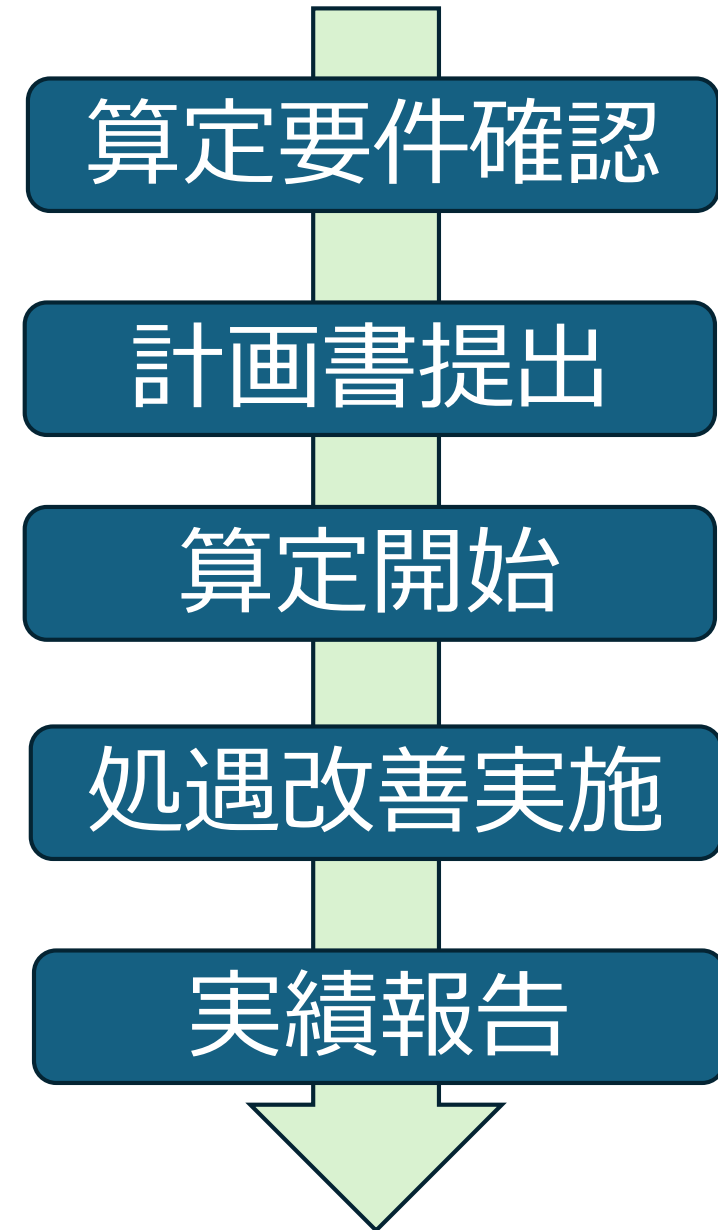
サービス区分	介護職員等処遇改善加算					
	I イ	I ロ	II イ	II ロ	III	IV
訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%
夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.7%	27.8%	24.6%	25.7%	20.4%	16.7%
訪問入浴介護	12.2%	13.3%	11.6%	12.7%	10.1%	8.5%
通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
地域密着型通所介護	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%
通所リハビリテーション	10.3%	11.1%	10.0%	10.8%	8.3%	7.0%
特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護	14.8%	15.9%	14.2%	15.3%	13.0%	10.8%
認知症対応型通所介護	21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%
小規模多機能型居宅介護	17.1%	18.6%	16.8%	18.3%	15.6%	12.8%
看護小規模多機能型居宅介護	16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%
認知症対応型共同生活介護	21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護	16.3%	17.6%	15.9%	17.2%	13.6%	11.3%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）	9.0%	9.7%	8.6%	9.3%	6.9%	5.9%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）・短期入所療養介護（病院等）	6.2%	6.6%	5.8%	6.2%	4.7%	4.0%

サービス区分	介護職員等処遇改善加算（新設）
訪問看護	1.8%
訪問リハビリテーション	1.5%
居宅介護支援・介護予防支援	2.1%

4 算定要件

〈算定要件の種類〉

- ①月額賃金改善要件
- ②キャリアパス要件
- ③職場環境要件



4 算定要件

〈算定要件の種類〉

①月額賃金改善要件

②キャリアパス要件

③職場環境要件

要

・加算額以上の賃金改善

・適切な配分

4 算定要件

〈算定要件の種類〉

①月額賃金改善要件

②キャリアパス要件

③職場環境要件

要

・就業規則 ・研修

・資格取得支援 ・昇給 等

4 算定要件

〈算定要件の種類〉

①月額賃金改善要件

②キャリアパス要件

③職場環境要件

要 ・入職促進 ・資質向上 ・両立支援
・腰痛対策 ・生産性向上 ・やりがい 等

5 計画書の提出・実績報告

〈提出が必要となるもの〉

- ✓ 計画書
- ✓ 体制届（変更時）
- ✓ 実績報告

6 その他連絡事項

〈お問い合わせについて〉

処遇改善加算に関する介護保険課 事業所係へのお問い合わせは、

原則としてメールでのご連絡をお願いします。

飯塚市 介護保険課 事業所係

メールアドレス : kaigo@city.iizuka.lg.jp

6 その他連絡事項

〈お問い合わせについて〉

処遇改善加算に関する記入方法や制度内容については

まずは厚生労働省の通知、記入例、Q & A等をご確認ください。

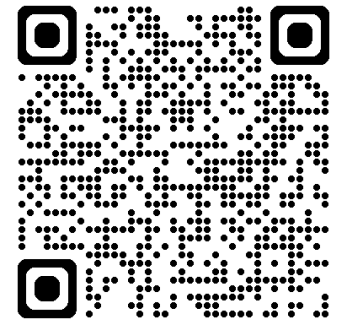
また、厚生労働省の相談窓口をご活用ください。

厚生労働省 相談窓口

電話番号： 050-3733-0222

厚生労働省の

ホームページはこちら



6 その他連絡事項

〈令和 7 年度実績報告の提出について〉

- ・ 令和 7 年度分の実績報告書の提出期限は、
令和 8 年 7 月 3 1 日(金)で終了しています。
- ・ 期限までに提出が確認できない場合は、加算額の返還が必要となります。
- ・ 市から修正依頼を受けている事業所は、速やかに内容を修正し、
再提出をしてください。